



島根県報

令和3年9月30日(木)

号外第107号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県人事行政の運営等の状況の公表

(人 事 課) 2

公 告

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年島根県条例第74号）第4条第1号の規定により、次のとおり公表する。

令和3年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
令和2年度	人 672,979	千円 520,565,669	千円 13,766,247	千円 121,458,639	% 23.3	% 26.3

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2年度	人 12,552	千円 55,467,444	千円 7,402,665	千円 19,769,320	千円 82,639,429	千円 6,584	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、令和2年4月1日現在の人数である。

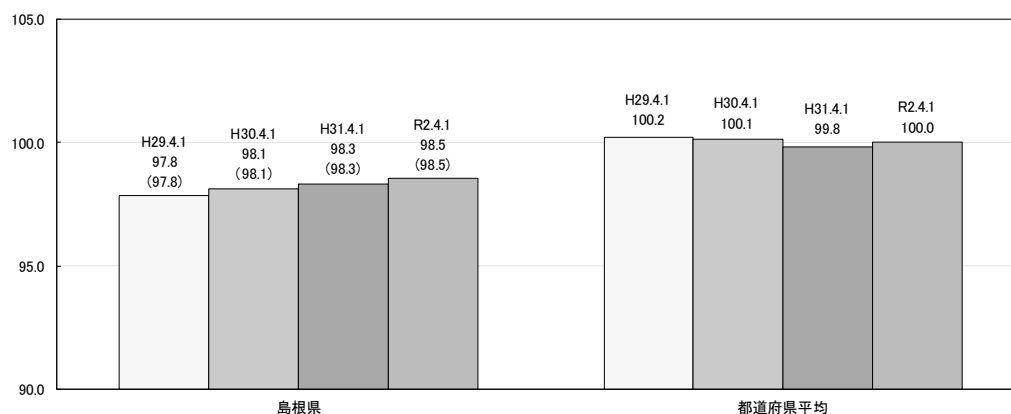
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ 特記事項

特別職の職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（令和元年島根県条例第4号）に基づき、令和5年4月29日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当 (退職手当を除く。)のはね返り
知事	10%	10%
副知事	8%	8%
常勤の監査委員	6%	6%
病院事業管理者	6%	6%
教育長	6%	6%

エ ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経歴年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

オ 給与改定の状況（令和2年4月1日実施）

(7) 月例給

区分	人事委員会の報告及び勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率 (令和2年4月1日実施)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和2年度	円 358,043	円 357,983	円 60 0.02%	% 0.00	% 0.00	% 0.00

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(4) 特別給

区分	人事委員会の報告及び勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和2年度	月 4.10	月 4.15	月 ▲0.05	月 ▲0.05	月 4.10	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

カ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

(7) 給料表の見直し

a 給料表の改定実施時期

平成27年4月1日

b 内容

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均約2%（最大約4%）引下げ。激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

(4) 地域手当の見直し

国と同様に見直しを実施（島根県内は支給なし）

(7) その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

(7) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	42.6歳	318,604円	394,479円	345,828円
国	—歳	—円	—円	—円
都道府県平均	—歳	—円	—円	—円

(4) 高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	45.8歳	381,272円	431,962円
都道府県平均	—歳	—円	—円

(7) 小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	44.8歳	364,525円	407,386円
都道府県平均	—歳	—円	—円

(エ) 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
----	------	--------	--------	------------------

島根県	38.2歳	322,636円	431,435円	350,593円
国	－歳	－円	－円	－円
都道府県平均	－歳	－円	－円	－円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		島根県	国
一般行政職	大学卒	183,220円	182,200円
	高校卒	151,443円	150,600円
高等学校教育職	大学卒	205,142円	－
小・中学校教育職	大学卒	205,142円	－
警察職	大学卒	212,784円	211,400円
	高校卒	177,488円	173,400円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	265,141円	358,166円	380,053円	398,218円
	高校卒	220,800円	290,360円	348,440円	378,364円
高等学校教育職	大学卒	315,151円	394,823円	422,439円	437,842円
小・中学校教育職	大学卒	313,279円	388,602円	413,322円	424,107円
警察職	大学卒	282,573円	382,262円	412,479円	416,835円
	高校卒	258,623円	354,099円	385,345円	408,910円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

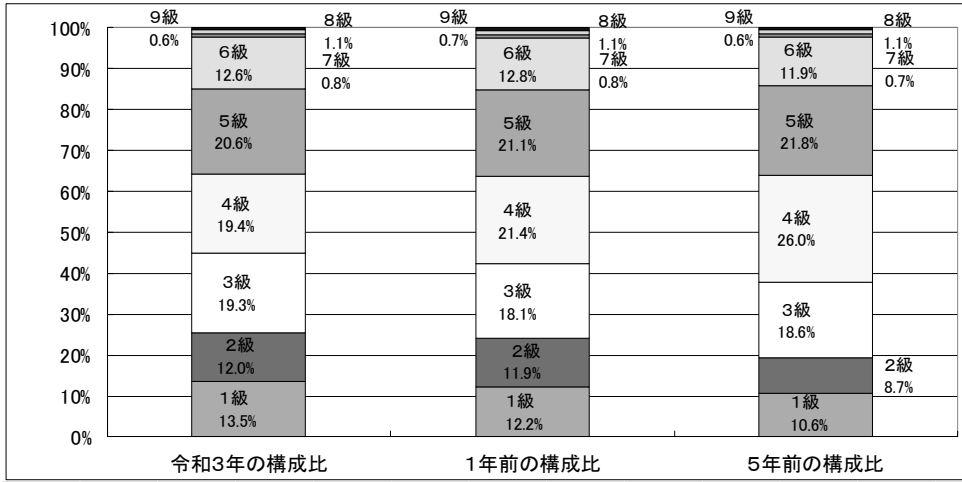
ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	497人	13.5%	146,918円	248,986円
2 級	主任主事、主任技師	442人	12.0%	196,594円	305,903円
3 級	主任	711人	19.3%	232,796円	351,960円
4 級	企画員	714人	19.4%	265,679円	383,133円
5 級	グループリーダー	757人	20.6%	291,322円	395,200円
6 級	課長	465人	12.6%	320,987円	412,497円
7 級	課長	30人	0.8%	364,932円	447,391円
8 級	次長	41人	1.1%	410,385円	471,224円
9 級	部長	23人	0.6%	460,967円	530,454円

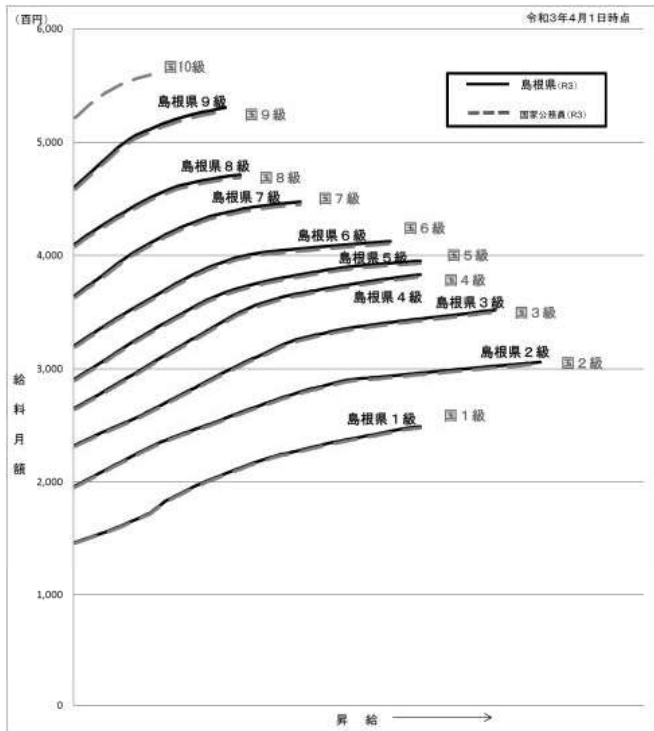
(注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給

料表の級区分による職員数である。



イ 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



ウ 昇給への人事評価の活用状況（島根県）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県				国	
1人当たり平均支給額（令和2年度）				—	
1,402千円					
（令和2年度支給割合）				（令和2年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当		
2.35月分	1.75月分	2.55月分	1.90月分		
(1.20)月分	(0.95)月分	(1.45)月分	(0.90)月分		
（加算措置の状況）				（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%		
管理職加算	15～25%	管理職加算	10～25%		

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（島根県）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

島 根 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額					
4,334千円		21,891千円			

（注）「1人当たり平均支給額」は、令和2年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度）			56,038千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）			767,650円
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20%	26人	20%
大阪府大阪市	16%	10人	16%
愛知県名古屋	15%	1人	15%
広島県広島市	10%	11人	10%
岡山県岡山市	3%	1人	3%

上記以外の市町村	0%	12,339人	0%
医師・歯科医師	16%	16人	16%
平均支給率		16.4%	16.4%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			98.5 (98.5)

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度)		476,306千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度)		64,028円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		59.2%
手当の種類(手当数)		60
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当(警察業務)
		死体取扱手当
		交通捜査取締手当
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当(警察業務)
		警ら手当
		税務特別手当

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度)	2,548,377千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度)	493千円
支給実績(令和元年度)	2,688,046千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度)	510千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和2年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない(行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。)	同じ	—	千円 1,459,388	円 252,577
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 711,730	円 273,953

通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分 及び距離の区分 が異なる。	千円 1,095,912	円 109,745
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 288,552	円 437,201
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 73,086	円 1,198,131
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 943,590	円 665,437
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額（特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	千円 170,531	円 447,588
特勤手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	千円 79,885	円 200,212
へき地手当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%～25%			千円 283,134	円 379,536
へき地手当に準ずる手当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×2%～4%			千円 36,035	円 156,676
定時制通信教育手当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 定時制（夜間） 1日 900円 通信制（日曜日） 1日 2,400円			千円 8,466	円 115,971
産業教育手当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業等に従事する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 実習を伴う授業 授業1時間 300円 週休日等に行われる業務 1日 600円又は1,200円			千円 18,161	円 82,176
義務教育等教員特別手当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に支給 最高支給限度額 8,000円			千円 440,164	円 68,053
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 198,565	円 86,071
夜間勤務	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5	異なる	勤務1時間当	千円	円

務 手 当	時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×25/100		たりの給与額 の算出方法が 異なる。	63,886	75,426
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,200円~21,000円	同 じ	—	千 円 386,886	円 179,114
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等によ り勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円~ 18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した 場合 支給額(勤務1回につき) 2,000円~6,000円	同 じ	—	千 円 11,271	円 48,167
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、 調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指 導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千 円 29,828	円 210,059
災 害 派 遣 手 当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方 公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円~6,620円			実績なし	実績なし
武 力 攻 撃 災 害 等 派 遣 手 当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措 置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派 遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円~6,620円			実績なし	実績なし
新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 緊 急 事 態 派 遣 手 当	新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため 国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に 支給 支給額(1日につき) 3,970円~6,620円			実績なし	実績なし

(5) 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,116,000円 (1,240,000円)
	副 知 事	892,400円 (970,000円)
報 酬	議 長	940,000円
	副 議 長	820,000円
	議 員	760,000円
期 末 手 当	知 事	(令和2年度支給割合) 1.575月分
	副 知 事	(令和2年度支給割合) 1.575月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 124万円×在職月数×0.494 2,940.29万円 任期毎
	副 知 事	97万円×在職月数×0.349 1,624.94万円 任期毎
	備 考	知事について10%、副知事については5%のカットを実施

- (注) 1 「給料」及び「報酬」の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 知事及び副知事並びに議長、副議長及び議員の令和2年6月の期末手当は、特例条例により支給なし。
3 「退職手当」の「(1期の手当額)」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、

1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人) (各年4月1日現在)

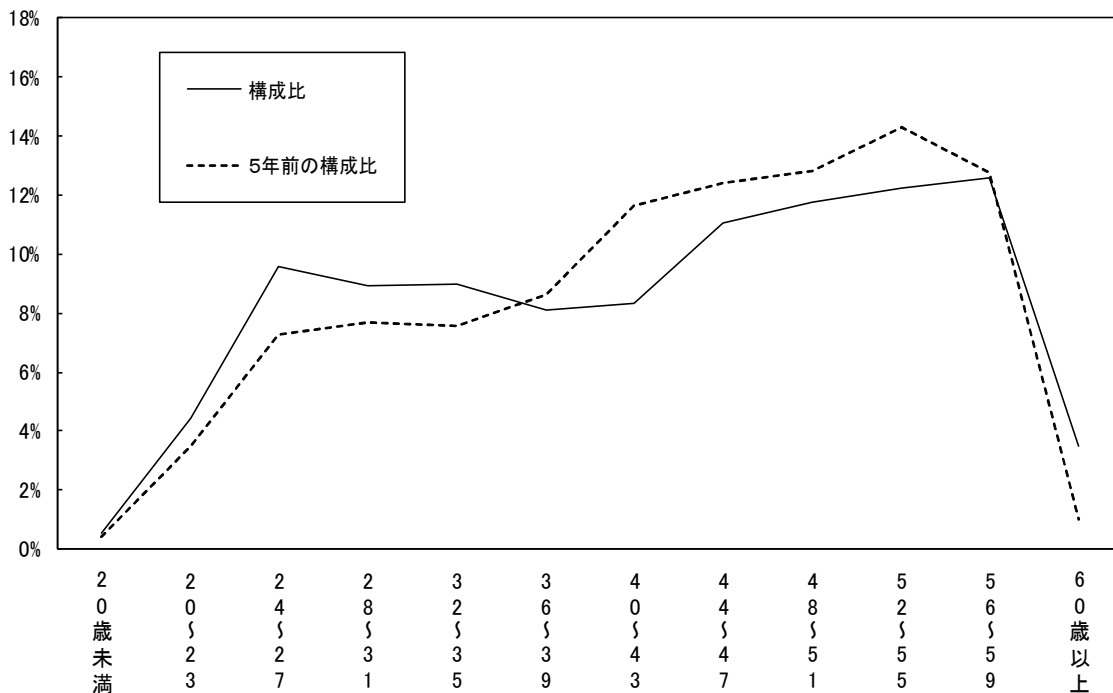
部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 3 年	令 和 2 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部	議 会	22	21	1	地方創生関連事業強化による増 新型コロナウイルス体制強化による増
		総 務	543	532	11	
		税 務	106	106	0	
		民 生	249	245	4	
		衛 生	470	462	8	
		労 働	52	51	1	
		農林水産	896	891	5	
		商 工	187	185	2	
	土 木	782	777	5		
		計				
		3,307	3,270	37	(参考：人口10万当たり職員数 491.40人)	
	教育部門	7,528	7,450	78		
	警察部門	1,820	1,832	▲ 12	退職者の増	
	小 計	12,655	12,552	103	(参考：人口10万当たり職員数1,880.45人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	1,151	1,145	▲ 6		
	水 道	23	24	▲ 1		
	下水道	20	20	0		
	その他	71	77	▲ 6		
	小 計	1,265	1,266	▲ 1		
合 計		13,920 [15,363]	13,818 [15,295]	102 [68]	(参考：人口10万当たり職員数2,068.42人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

3 令和3年の職員数には臨時職員639人（教育部門）を含まない。

イ 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	76人	616人	1,335人	1,244人	1,248人	1,125人	1,157人	1,540人	1,638人	1,700人	1,754人	487人	13,920人

ウ 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	3,239	3,260	3,268	3,288	3,270	3,307	68 (2.1%)
教育	7,605	7,554	7,470	7,451	7,450	7,528	▲77 (▲1.0%)
警察	1,820	1,825	1,831	1,835	1,832	1,820	0 (0%)
消防							
普通会計計	12,664	12,639	12,569	12,574	12,552	12,655	▲9 (▲0.1%)
公営企業等会計計	1,154	1,194	1,232	1,283	1,266	1,265	111 (9.6%)
総合計	13,818	13,833	13,801	13,857	13,818	13,920	102 (0.7%)

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数
 2 令和3年には臨時職員639人（教育部門）を含まない。

(7) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(7) 総括

a 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程削減する計画について達成した。

(イ) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和2 年度	千円 1,945,385	千円 3,953	千円 165,355	% 8.5	% 8.3

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2 年度	人 20	千円 80,096	千円 18,034	千円 30,649	千円 128,779	千円 6,439	千円 -

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、令和3年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	45.5歳	325,194円	469,820円
(参考) 一般行政職	42.6歳	328,204円	498,039円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県（水道事業）		島 根 県	
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,532千円		1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,402千円	
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合)	
期末手当 2.35月分 (1.20)月分	勤勉手当 1.75月分 (0.95)月分	期末手当 2.35月分 (1.20)月分	勤勉手当 1.75月分 (0.95)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～20%		役職加算 5～20%	
管理職加算 15～25%		管理職加算 15～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和3年4月1日現在）

島 根 県（企業局職員）			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額		23,202千円	1人当たり平均支給額		4,334千円 21,891千円

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、平成30年度から令和2年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和2年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給総額（令和2年度）	605千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）	67,222円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）	45.0%
手当の種類（手当数）	5
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度）	5,322千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）	313千円
支給実績（令和元年度）	4,740千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度）	279千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和2年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	—	千円 3,956	円 263,733
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 1,296	円 324,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 3,123	円 164,367
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～58,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	千円 420	円 420,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職	給料表別・職務の級別・支給区分別		国：俸給の特	千円	円

手当	の定額 支給額 41,600円～130,300円		別調整額として支給	1,627	813,600
特 地 勤 務 手 当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 898	円 81,622
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 789	円 197,266
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,200円～21,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 2,000円～6,000円	同じ	—	千円 2	円 2,000

(7) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和2 年度	千円 184,849	千円 19,144	千円 30,113	% 16.3	% 14.2

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2 年度	人 4	千円 13,127	千円 4,159	千円 4,871	千円 22,157	千円 5,539	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、令和3年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	31.3歳	245,668円	386,228円
(参考) 一般行政職	42.6歳	328,204円	498,039円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（工業用水道事業）		島 根 県	
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,218千円		1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,402千円	
（令和2年度支給割合） 期末手当 2.35月分 (1.20)月分 勤勉手当 1.75月分 (0.95)月分		（令和2年度支給割合） 期末手当 2.35月分 (1.20)月分 勤勉手当 1.75月分 (0.95)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和3年4月1日現在）

島根県（企業局職員）			島 根 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額		23,202千円	1人当たり平均支給額		4,334千円 21,891千円

（注）「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、平成30年度から令和2年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和2年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給総額（令和2年度）	343千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）	171,500円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）	50.0%
手当の種類（手当数）	5
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度）	947千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）	237千円
支給実績（令和元年度）	367千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度）	92千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和2年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）

					年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない(行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。)	同じ	—	千円 571	円 285,500
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 552	円 276,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 469	円 156,400
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円～70,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により8,000円～70,000円)。	千円 456	円 456,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国:俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額(特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 395	円 197,645
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 425	円 141,637
宿日直	支給額(勤務1回につき)	同じ	—	実績なし	実績なし

手当	2,200円～21,000円				
管理職 員特別 勤務手 当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000円	同じ	—	実績なし	実績なし

(エ) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費 用に占める職員給 与費比率
令和2 年度	千円 2,776,291	千円 ▲ 421,089	千円 519,216	% 18.7	% 17.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費13,646千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2 年度	人 63	千円 253,362	千円 55,443	千円 95,338	千円 404,143	千円 6,415	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、令和3年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	44.1歳	338,710円	505,901円
(参考) 一般行政職	42.6歳	328,204円	498,039円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (電 気 事 業)		島 根 県	
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,513千円		1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,402千円	
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合)	
期末手当 2.35月分 (1.20)月分	勤勉手当 1.75月分 (0.95)月分	期末手当 2.35月分 (1.20)月分	勤勉手当 1.75月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和3年4月1日現在）

島 根 県 (企 業 局 職 員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分

最高限度額 47.709月分	47.709月分	最高限度額 47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	23,202千円	1人当たり平均支給額	4,334千円 21,891千円

(注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成30年度から令和2年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和2年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度)		643千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度)		642,789円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都(特別区)	20%	1人	20%

(d) 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給総額(令和2年度)	1,440千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度)	68,571円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)	33.3%
手当の種類(手当数)	5
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度)	16,450千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度)	323千円
支給実績(令和元年度)	18,648千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度)	359千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和2年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない(行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。)	同じ	—	千円 7,203	円 211,844
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 1,804	円 257,696
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区分	千円	円

	定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額		及び距離の区分 が異なる。	7,721	145,678
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により5,000円～70,000円）。	千円 2,076	円 519,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 7,702	円 770,160
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,405	円 61,081
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,129	円 94,071
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,200円～21,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円（実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円） 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額（勤務1回につき） 2,000円～6,000円	同じ	—	千円 22	円 11,000

(イ) 宅地造成事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に占める職員給与費比率
----	----------	---------------	------------	---------------------------	------------------------------

令和2年度	千円 661,305	千円 ▲ 299,204	千円 0	% 0	% 0
-------	---------------	-----------------	---------	--------	--------

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費5,635千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2年度	人 2	千円 2,941	千円 342	千円 974	千円 4,257	千円 2,129	千円 -

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 2 「職員数」は、令和3年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
宅地造成事業	一歳	一円	一円
(参考) 一般行政職	42.6歳	328,204円	498,039円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 対象人数が1人のため、個人情報保護の観点から「-」としている。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県 (宅地造成事業)		島 根 県	
1人当たり平均支給額 (令和2年度) 487千円		1人当たり平均支給額 (令和2年度) 1,402千円	
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合)	
期末手当 2.35月分 (1.20)月分	勤勉手当 1.75月分 (0.95)月分	期末手当 2.35月分 (1.20)月分	勤勉手当 1.75月分 (0.95)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~20%		役職加算 5~20%	
管理職加算 15~25%		管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (令和3年4月1日現在)

島根県 (企業局職員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額		23,202千円	1人当たり平均支給額		4,334千円 21,891千円

(注) 「島根県 (企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成30年度から令和2年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和2年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (令和3年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給総額 (令和2年度)	実績なし
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度)	実績なし
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和2年度)	0%
手当の種類 (手当数)	5

手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当 防疫作業等従事手当
-------	--

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度）	54千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）	54千円
支給実績（令和元年度）	310千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度）	310千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和2年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	—	実績なし	実績なし
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 58	円 57,927
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 230	円 229,580
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により5,000円～70,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額（特地公署異動時の給料及び扶養手当の	同じ	—	実績なし	実績なし

	月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%~16%				
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%~6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	実績なし	実績なし
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	実績なし	実績なし
宿 日 直 手 当	支給額 (勤務1回につき) 2,200円~21,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額 (勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円~18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 (勤務1回につき) 2,000円~6,000円	同じ	—	実績なし	実績なし

イ 病院局

(7) 総括

a 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

(イ) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費 用に占める職員給 与費比率
令和2 年度	千円 22,678,552	千円 114,213	千円 9,943,016	% 43.8	% 45.0

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費 千円 —
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2 年度	人 1,058	千円 4,114,898	千円 2,816,535	千円 1,064,543	千円 7,995,976	千円 7,558	

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、令和3年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	43.7歳	555,953円	1,389,265円
看 護 師	36.6歳	304,650円	459,528円
事務職員	39.0歳	287,697円	427,223円

(参考) 一般行政職	42.6歳	328,204円	498,039円
------------	-------	----------	----------

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（病院事業）		島根県	
1人当たり平均支給額（令和2年度）		1人当たり平均支給額（令和2年度）	
1,250千円		1,402千円	
（令和2年度支給割合）		（令和2年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.35月分	1.75月分	2.35月分	1.75月分
(1.20)月分	(0.95)月分	(1.20)月分	(0.95)月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和3年4月1日現在）

島根県（病院事業）			島根県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
1,972千円		20,935千円	4,334千円		21,891千円

(注) 「島根県（病院事業）」の「1人当たり平均支給額」は、令和2年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和2年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度）			155,524千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）			864,023円
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	16%	166人	0%
県内全市町村	0%	912人	0%

(d) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給総額（令和2年度）	360,282千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）	376,470円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）	83.5%
手当の種類（手当数）	11
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当 防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度）	633,780千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）	601千円
支給実績（令和元年度）	737,552千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度）	698千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末まで)の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない(行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。)	同じ	—	千円 107,721	円 232,158
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 110,114	円 274,598
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ~78キロ以上 2,100円~42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 53,761	円 66,618
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により5,000円~70,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により8,000円~70,000円)。	千円 1,848	円 369,600
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円~414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 619,088	円 3,517,547
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円~146,400円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 42,692	円 889,419
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額(特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%~16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%~6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額	千円 20,489	円 66,956

			の算出方法が異なる。		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 78,117	円 115,047
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,200円～21,000円	同じ	—	千円 118,656	円 423,770
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 2,000円～6,000円	同じ	—	千円 204	円 51,000

ウ 下水道推進課

(7) 下水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に占める職員給与費比率
令和2年度	千円 4,298,275	千円 184,836	千円 106,971	% 2.5	% —

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費54,821千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2年度	人 20	千円 82,632	千円 21,514	千円 21,057	千円 125,203	千円 6,260	千円 —

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、令和3年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	45.5歳	354,917円	525,504円
(参考) 一般行政職	42.6歳	328,204円	498,039円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県(下水道事業)		島根県	
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,506千円		1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,402千円	
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合)	
期末手当 2.35月分 (1.20)月分	勤勉手当 1.75月分 (0.95)月分	期末手当 2.35月分 (1.20)月分	勤勉手当 1.75月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	

管理職加算 15～25%	管理職加算 15～25%
--------------	--------------

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（令和3年4月1日現在）

島根県（下水道事業）			島根県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額		－千円	1人当たり平均支給額		
					4,334千円 21,891千円

(注) 「島根県（下水道事業）」の「1人当たり平均支給額」は、対象人数が1人のため、個人情報保護の観点から「－」としている。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、令和2年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給総額（令和2年度）	13千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）	2,167円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）	30.0%
手当の種類（手当数）	2
手当の名称	特殊現場作業従事手当 特殊環境施設業務従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度）	11,635千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）	646千円
支給実績（令和元年度）	－千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度）	－千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和2年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円 ただし、配偶者及び父母等の支給額は、行政職給料表8級職員にあつては、3,500円とし、同給料表9級職員にあつては、支給しない（行政職給料表8級及び行政職給料表9級には、これらに相当する職務の級を含む。）。	同じ	－	千円 3,205	円 246,540
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃－12,000円	同じ	－	千円 324	円 324,000

	家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)				
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 2,125	円 125,012
単身赴任手当	支給額 30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により5,000円～70,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により8,000円～70,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～414,800円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～146,400円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 1,397	円 698,400
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 272	円 30,173
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1	円 746
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,200円～21,000円	同じ	—	千円 9	円 8,800
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合 6,000円～18,000円) 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) 2,000円～6,000円	同じ	—	千円 9	円 9,000

(8) 退職者（管理職）の再就職状況

令和2年度末退職者（管理職）の再就職の状況

		左のうち再就職した者	
		島根県に再就職した者	島根県以外に再就職した者

区分	退職者数	合計	再任用職員	会計年度任用職員	臨時的任用職員	民間企業等	国・他の地方公共団体	公共的団体等
一般職員	101	74	37	0	0	28	0	9
教育職員	17	17	12	4	0	1	0	0
警察職員	12	12	0	0	0	11	0	1
計	130	103	49	4	0	40	0	10

- (注) 1 「管理職」とは、退職時に課長級以上の職にあった職員
- 2 「島根県以外に再就職した者」は、令和3年5月31日時点で民間企業等、国・他の地方公共団体及び公共的団体等に再就職したとして届出があった者
- 3 「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4又は第28条の5の規定により再度任用された者
- 4 「会計年度任用職員」とは、地方公務員法第22条の2の規定により任用された者
- 5 「臨時的任用職員」とは、地方公務員法第22条の3の規定により任用された者
- 6 「国・他の地方公共団体」へ再就職した者には、国又は他の地方公共団体との人事交流のため退職し、再就職した者は除く。
- 7 「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び国・他の地方公共団体以外の団体
- 8 「一般職員」とは、教育職員及び警察職員を除く職員

2 職員の勤務条件等について

(1) 職員の勤務時間

ア 職員の勤務時間（標準）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	

(参考) 職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)、職員の勤務時間に関する規則(平成元年島根県人事委員会規則第5号)、職員の勤務時間に関する規程(平成元年島根県訓令第5号)及び職員の勤務時間に関する規程(平成4年島根県教育委員会訓令第5号)(知事部局等、教育委員会、警察本部)

イ 休暇の概要

種 類	概 要
年次有給休暇	1年(※暦年)につき20日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めるときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めるときは、結核性疾患1年、人事委員会規則で定める特定の疾患180日、その他の疾患90日の期間は有給休暇
夏季休暇	6月から10月までの間に4日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2日を超えない範囲内で生理休暇の取得が可能
産前産後休暇	産前：8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 → 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 → 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7日以内 妻の出産：3日以内 忌引：配偶者10日以内、父母7日以内(血族)等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々1日
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、介護を要する一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額
介護時間	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で取得可能
特別休暇	特別休暇は、風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後3年に達しない子を育てる場合(育児時間)等、特定の事由がある場合に限り与える

(参考) 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)、職員の休日及び休暇に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第4号)、島根県企業局職員就業規程(昭和48年公営企業管理規程第2号)、島根県病院局職員就業規程(平成19年島根県病院局管理規程第8号)、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則(昭和31年島根県人事委員会規則第11号)

ウ 特別休暇の種類(主なもの)

種 類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5日以内
育児時間	満1歳まで1日120分以内、満1歳～3歳まで60分以内(30分を単位として2回に分けて取得可)
男性職員の育児参加のための休暇	5日以内
子の看護のための休暇	5日以内(中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は10日以内)
短期の介護休暇	5日以内(要介護者が2人以上の場合は、10日以内)
妊娠障害(つわり)	10日以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分の状況

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

ア 分限処分者数

知事部局等

処分事由 \ 処分の種類	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計	失職
勤務実績がよくない場合 (地公法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	
心身の故障の場合 (地公法第28条第1項第2号) (地公法第28条第2項第1号)	0	0	73	0	73	
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	73	0	73	
地公法第28条第4項による失職						1

教育委員会

処分事由 \ 処分の種類	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計	失職
勤務実績がよくない場合 (地公法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	
心身の故障の場合 (地公法第28条第1項第2号) (地公法第28条第2項第1号)	0	0	107	0	107	
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0	
その他	0	0	1	0	1	
合 計	0	0	108	0	108	
地公法第28条第4項による失職						0

警察本部

処分事由 \ 処分の種類	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計	失職
勤務実績がよくない場合 (地公法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	
心身の故障の場合 (地公法第28条第1項第2号) (地公法第28条第2項第1号)	0	0	33	0	33	
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	33	0	33	
地公法第28条第4項による失職						0

イ 懲戒処分者数
知事部局等

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

教育委員会

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	0	0	1	1	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	1	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	2	0	0	2
合 計	1	2	1	1	5

警察本部

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	1	0	1	0	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	0	1	0	1
合 計	1	0	2	0	3

(3) 職員のサービスの状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総付与日数 a (日)	総取得日数 b (日)	全対象職員数 c (人)	平均取得日数 b/c (日)	消化率 b/a (%)
知事部局等	166,171	47,850	4,345	11.0	28.8
教育委員会	110,241	29,864	2,893	10.3	27.1
警 察 本 部	66,525	22,539	1,690	13.3	33.9
合 計	342,937	100,253	8,928	11.2	29.2

(注) 対象期間：暦年（令和2年1月1日～令和2年12月31日）

イ 育児休業等の取得状況

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
知事部局等	男性職員	30	1	0
		2	0	0
	女性職員	97	28	13
		125	39	12
教育委員会	男性職員	7	0	0
		1	0	0
	女性職員	153	2	4
		153	3	2
警 察 本 部	男性職員	15	0	0
		0	0	0
	女性職員	14	0	0
		23	0	0
計		316	31	17
		304	42	14

(注) 上段には令和2年度に新たに取得した者、下段には令和元年度から令和2年度にかけて引き続けている者の数。

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

ウ 介護休暇の取得状況

		介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
			全日型 中 心	時間型 中 心
知事部局等	男性職員	0	0	0
	女性職員	3	3	0
教育委員会	男性職員	0	0	0
	女性職員	2	2	0
警 察 本 部	男性職員	0	0	0
	女性職員	0	0	0
計		5	5	0

		介護休暇承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
知事部局等	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	2	0	0	1	0	0
教育委員会	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	2
警 察 本 部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
計		2	0	0	1	0	2

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

エ 自己啓発休業・修学部分休業の取得状況

		自己啓発休業 取得者数	修学部分休業 取得者数
知事部局等	男性職員	0	0
	女性職員	1	0
教育委員会	男性職員	1	0
	女性職員	0	0
警 察 本 部	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
計		2	0

(注) 各項目のうち教育委員会の数値については、県費負担教職員を含むもの

(4) 職員の研修及び人事評価の状況

ア 研修の状況

一般職員（自治研修所）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
新規採用職員	10	30	454	市町村職員含む。
採用2年目	3	6	86	
一般職員第Ⅰ課程	5	10	195	市町村職員含む。
一般職員第Ⅱ課程	6	12	220	市町村職員含む。
中堅職員	5	10	215	市町村職員含む。
管理監督者第Ⅰ課程（旧新任係長）			171	市町村職員対象 ※動画配信により実施
新任企画員			89	※動画配信により実施
新任GL			132	※動画配信により実施
管理監督者第Ⅱ課程（旧新任課長補佐）			133	市町村職員対象 ※動画配信により実施
新任課長			261	市町村職員含む。 ※動画配信により実施
選択研修	25	26	859	16講座（法務能力開発等）市町村職員含む。 ※日数及び回数には、動画配信を含まない。

教育職員（教育センター）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任者	42	67	1,352	教諭、養護教諭、栄養教諭、幼稚園教諭、学校事務職員、実習教員
経験者	22	22	632	6年目研修、11年目研修
管理職	12	37	1,294	校長（新任、2年目） 教頭・副校長（新任、2・3年目）
職務	18	44	1,481	特別支援教育専任教員研修、教務主任研修等
テーマ研修	14	46	1,163	キャリア教育研修、体育科実技研修等
能力開発	32	37	771	教科等、生徒指導等、情報教育
出前講座	74	74	1,122	教育課題、教科等、情報教育、教育相談、特別支援教育等

(注) 対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園

警察職員（警察学校）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任科	2	482	47	短期課程（6月）、長期課程（10月）
一般職員初任科	1	27	12	一般職員対象
初任補修科	3	184	42	短期課程（2月）、長期課程（3月）
警部補・巡査部長任用科	2	24	9	警部補、巡査部長各1回
部門別任用科	4	76	46	生活安全、刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	23	157	272	交通事故事件捜査、被害者支援等

イ 人事評価の状況

区 分	項 目	評価回数	評価時期	評価対象者数
知事部局等	人事評価（病院局医療職等を除く）	2	2年9月、3年3月	3,656人
	人事評価（病院局医療職等）	1	3年9月	1,083人
教育委員会	人事評価（事務局等職員）	2	2年9月、3年3月	629人
	勤務評価（県立学校教育職員）	1	3年2月	2,119人
	勤務評価（市町村立教職員）	1	3年2月	4,678人
警 察	人事評価	2	2年9月、3年3月	1,725人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

区 分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき 事業場数	うち選任 事業場数	選任すべき 事業場数	うち選任 事業場数	選任すべき 事業場数	うち選任 事業場数	選任者数	選任すべき 事業場数	うち選任 事業場数
知事部局等	6	6	7	7	19	19	26	54	54
教育委員会	0	0	0	0	34	34	37	29	29
警察本部	0	0	0	0	8	8	12	5	5

区 分	産 業 医				委 員 会				
	選任すべき 事業場数	うち選任 事業場数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		左のうち、安全衛生委員会として設置している事業場数
					設置すべき 事業場数	うち設置 事業場数	設置すべき 事業場数	うち選任 事業場数	
知事部局等	19	19	19	16	19	19	7	7	7
教育委員会	34	34	34	34	34	34	0	0	0
警察本部	8	8	8	9	8	8	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費

知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行った。	11,600
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行った。	6,727
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施した。	183
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるようにストレスチェック制度、職員相談、専門相談、研修等を実施した。	10,328
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。また、健康管理システムを運用し、職員の健康管理を図った。	49,123
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規程に基づき職員に被服(作業	5,411

	衣、白衣等)を貸与した。	
合 計		83,372

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催や衛生管理者・産業医を配置、またそれに伴う研修等を行った。	2,526
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるようストレスチェックの実施、専門相談や研修会等を実施した。	8,115
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施した。	46,259
合 計		56,900

警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、衛生管理者・産業医の配置等を行った。	5,801
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように、健康相談・健康教育等を実施した。	436
メンタルヘルス対策事業	職員が心の健康についての理解を深め、精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、研修、ストレスチェック制度、職場復帰支援制度等を実施した。	163
生活支援事業	退職後までを視野に入れた生活設計を立てるため、新婚及び各年代の職員を対象としたライフプランセミナーを開催するとともに、専門的知識を有する部外相談員の活用を図った。	1,552
健康診断事業	職員が健康に働くことができるように疾病予防や早期発見・早期治療を目的とし、各種法定健康診断等を実施した。	20,010
合 計		27,962

ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者
雇入時健康診断	192	192	298	298	46	46
定期健康診断	2,397	2,392	2,563	2,527	1,775	1,775
人間ドック	2,075	2,075	1,111	1,111	0	0

エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和2年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

- オ 不利益処分に関する不服申立の状況
令和2年度中において人事委員会から是正の指示はなかった。

3 人事委員会の報告について

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験

(ア) 採用試験

a 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政B（自己アピール型）	平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者若しくは平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者	2月20日から3月19日まで	6月28日	7月25、26日 8月1、2日	基礎能力試験 択一式 70分 (SPI 3（基礎能力検査のみ）) 自己アピール論文試験	人物試験 個別面接① 個別面接② 集団討論 適性検査
	行政A・化学・心理・児童福祉・保健師・農業・畜産・林業・水産・総合土木・建築・機械・電気・精神保健福祉士・警察事務・少年補導・情報処理	[行政・総合土木] 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者若しくは平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者 [行政・総合土木を除く試験区分] 昭和63年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者若しくは平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者	5月1日から5月29日まで	6月28日	8月1日から8月7日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 択一式及び記述式 120分 (情報処理) 五肢択一式 55問から20問 自由選択90分 (行政A・警察事務) 個別面接 (行政Aのみ)	人物試験 個別面接 集団討論 (行政のみ) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)
	農業・畜産・林業・水産・建築・機械・警察化学・情報処理	昭和63年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者若しくは平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者	11月27日から12月21日まで	1月9日から1月10日まで	—	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (畜産) 五肢択一式 30問120分 (農業・林業・水産・建築・機械・警察化学) 択一式及び記述式 120分 (情報処理) 人物試験 個別面接 論文試験 適性検査 実技試験 (建築のみ)	—

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
高校卒業程度試験	総合土木・建築	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（ただし、学校教育法による高等学校在学中の者を除く）	5月1日から5月29日まで	6月28日	8月1日から8月7日まで	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 35問105分 (総合土木) 五肢択一式 30問90分 (建築)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	一般事務・総合土木・建築・学校事務B(出雲)・学校事務A, B(石見)・警察事務	[学校事務A] 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 [学校事務Aを除く試験区分] 平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者	7月29日から8月28日まで	9月27日	10月26日から10月28日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木・建築)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許職試験	臨床検査技師	平成4年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有する者（取得見込み含む）	7月29日から8月28日まで	9月27日	10月26日から10月28日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	司書	平成3年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有する者（取得見込み含む）	同上	同上	同上	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	臨床検査技師	平成4年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有する者（取得見込み含む）	11月27日から12月21日まで	1月9日から1月10日まで	—	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 人物試験 個別面接 作文試験 適性検査	—
	診療放射線技師	平成4年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有する者（取得見込み含む）	同上	同上	—	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 人物試験 個別面接 作文試験 適性検査	—

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
経験者採用試験	行政	昭和45年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者	8月5日から9月18日まで	10月18日	11月28日から11月29日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 自己アピール論文試験 自己PR型面接試験	人物試験 個別面接 適性検査
	水産	昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者	同上	同上	同上	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 記述式 自己アピール論文試験	人物試験 個別面接 適性検査
警察官 (大学卒・第1回)試験	10月採用男性・10月採用女性	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(9月30日までの卒業見込者含む)	3月9日から4月17日まで	6月21日	7月12日から7月15日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 特技加點	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査① 身体検査② 体力検査
	4月採用男性・4月採用女性・武道	[男性・女性] 昭和62年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) [武道] 次のア及びイに該当する者 ア 平成6年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者	同上	同上	同上	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 特技加點 (武道を除く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査① 身体検査② 体力検査
警察官 (大学卒・第2回)試験	男性・女性	[男性・女性] 昭和62年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む)	8月5日から9月25日まで	10月25日	12月6日から12月8日まで	教養試験 五肢択一式 40問120分 身体・体力検査 特技加點	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (高校卒業程度) 試験	男性・女性 ・武道	[男性・女性] 昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 (ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く) [武道] 次のア及びイのいずれにも該当する者 ア 平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた男性(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く) イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者(柔道は、令和3年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上)	7月29日から 8月28日まで	9月20日	11月2日から 11月4日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査 特技加点 (武道を除く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査

b 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格率 (D)/(B)	採用者数 R3.5.1現在			
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他					
大 学 卒 業 程 度 試 験	行 政 A	56	男	105	84	1	1	86	66	1	1	68	65	36	1	37	43.0%	2.3	33	
			女	44	30	1	1	32	27	1	1	29	29	19	1	20	62.5%	1.6	17	
			計	149	114	2	2	118	93	2	2	97	94	55	2	57	48.3%	2.1	50	
	行 政 B (自己アビジュアル型)	10		男	131	38	1	3	43	11		1	12	12	7		7	17.1%	5.9	7
				女	86	36	2		38	14			14	13	11		11	31.4%	3.2	9
				計	217	74	3	3	81	25	1	1	26	25	18		18	23.7%	4.5	16
	化 学	1		男	3	2			2	1			1	1	1		0	0.0%		
				女	2	1			1	1			1	1	1		1	100.0%	1.0	1
				計	5	3			3	2			2	2	2		2	33.3%	3.0	1
	心 理	1		男	3	2		1	3	1			1	1	1		1	33.3%	3.0	1
				女	7	6			6	3			3	2	1		1	16.7%	6.0	1
				計	10	8		1	9	4			4	3	2		2	22.2%	4.5	2
	児 童 福 祉	5		男	4	4			4	3			3	3	2		2	50.0%	2.0	2
				女	6	5			5	4			4	4	3		3	60.0%	1.7	3
				計	10	9			9	7			7	7	5		5	55.6%	1.8	5
	保 健 師	7		男	11	10			10	9			9	9	7		7	70.0%	1.4	7
女				11	10			10	9			9	9	7		7	70.0%	1.4	7	
計				18	13			13	12			12	12	7		7	53.8%	1.9	4	
農 業	13		男	4	3			3	3			3	3	3		3	100.0%	1.0	3	
			女	22	16			16	15			15	15	10		10	62.5%	1.6	7	
			計	5	4		1	5	3			3	3	2		2	40.0%	2.5	2	
畜 産	4		男	5	4			4	3			3	3	2		2	40.0%	2.5	2	
			女	5	4		1	5	3			3	3	2		2	40.0%	2.5	2	
			計	5	4			4	4			4	4	4		4	100.0%	1.0	4	
林 業	7		男	4	3			3	3			3	3	3		3	100.0%	1.0	3	
			女	9	7			7	7			7	7	7		7	100.0%	1.0	7	
			計	2	1			1	1			1	0	0		0	0.0%			
水 産	1		男	2	1			1	1			1	0			0	0.0%			
			女	2	1			1	1			1	0			0	0.0%			
			計	22	16		1	17	13			14	14	11		12	70.6%	1.4	11	
総 合 土 木	15		男	2	1		1	1	1			1	1	1		1	100.0%	1.0	1	
			女	24	16		2	18	13			15	15	11		13	72.2%	1.4	11	
			計	5	4			4	2			2	2	2		2	50.0%	2.0	2	
建 築	2		男	2	1		1	2	1			1	1	1		1	50.0%	2.0	2	
			女	7	5		1	6	3			3	3	3		3	50.0%	2.0	2	
			計																	

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(D)/(B)	採用者数R3.5.1現在		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他				
大学卒業程度試験	機械	2	男	3	2				2	2				2	1				1	50.0%	2.0	1
		女	3	2											2	1				1	50.0%	2.0
	電気	6	男	9	6		1		7	6	1			5	3				4	57.1%	1.8	4
		女	1	1		1			1	1	1			1	1				1	100.0%	1.0	1
	精神保健福祉士	1	男	10	6		2		8	7				6	3				5	62.5%	1.6	5
		女	1	1		1			1	1				1	1				1	100.0%	1.0	1
	警察事務	4	男	9	7				7	7				5	2				2	28.6%	3.5	2
		女	5	4		4			4	2				2	2				2	50.0%	2.0	1
	少年補導	4	男	14	11				11	9				7	4				4	36.4%	2.8	3
		女	5	5		5			5	4				4	1				1	20.0%	5.0	1
	情報処理	1	男	1	1				1	1				1	1				1	100.0%	1.0	1
		女	1	1		1			1	1				1	1				1	100.0%	1.0	1
	農業(1月実施)	3	男	5	5				5	5				4	4				4	80.0%	1.3	4
		女	5	5		5			5	5				4	4				4	80.0%	1.3	4
	畜産(1月実施)	3	男	2	2				2	2				1	1				1	50.0%	2.0	1
		女	2	2		2			2	2				1	1				1	50.0%	2.0	1
林業(1月実施)	1	男	1	1				1	1				0	0				0	0.0%			
	女	1	1		1			1	1				0	0				0	0.0%			
水産(1月実施)	1	男	2	1				1	1				1	1				1	100.0%	1.0	1	
	女	1	1		0			0	0				1	1				1	100.0%	1.0	1	
建築(1月実施)	1	男	3	1				1	1				1	1				1	100.0%	1.0	1	
	女	1	0																			
機械(1月実施)	1	男	1	1				1	1									0	0.0%			
	女	1	1		1			1	1									0	0.0%			
情報処理(1月実施)	1	男	1	1				1	1									0	0.0%			
	女	1	1		1			1	1									0	0.0%			

試験種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数			最終合格者数 (D)			最終合格率 (D)/(B)	採用者数 R3.5.1現在
					短大卒	高大卒	その他		短大卒	高大卒	その他	計	短大卒	高大卒	その他	計	短大卒		
警察化学 (1月実施)	男		男	4	1			25.0%						1				100.0%	1
	女	1	女	1	1			100.0%						0				0.0%	0
	計		計	5	2			40.0%						1				50.0%	1
合 計	男		男	346	204	1	2	62.1%	136	0	1	4	141	134	87	0	0	41.9%	90
	女	152	女	178	102	3	1	61.2%	68	1	1	2	72	70	52	0	1	50.5%	55
	計		計	524	306	4	3	61.8%	204	1	2	6	213	204	139	0	1	44.8%	145

行政B (自己アピール型) を除く試験区分・・・ 第1次試験：6月28日 第2次試験：8月1日～7日
 1月実施試験：1月9日～10日 (2次試験なし)
 行政B (自己アピール型)・・・ 第1次試験：6月28日 第2次試験：7月25日、26日、8月1日、2日

試験種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R3.5.1現在		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他				計	
総合土木 (6月実施)	木	6	男	11		2	8				8			8			7			7	70.0%	1.4	4
			女	0																			
			計	11		2	8				8			8			7			7	70.0%	1.4	4
建築 (6月実施)	1		男	0																			
			女	0																			
			計	0																			
一般事務	13		男	54	1	27	18	1	6	12	19	18	3	6	13.0%	7.7	3	6	13.0%	7.7	4		
			女	26	1	17	6	8	5	13	13	13	7	3	10	41.7%	2.4	3	10	41.7%	2.4	5	
			計	80	1	44	24	1	14	17	32	31	10	16	22.9%	4.4	6	16	22.9%	4.4	9		
総合土木	8		男	18		15	1	16	88.9%	15	1	16	14	10	68.8%	1.5	11	11	68.8%	1.5	9		
			女	3		2	2	2	66.7%	2	2	2	2	1	2	100.0%	1.0	2	2	100.0%	1.0	1	
			計	21		17	1	18	85.7%	17	1	18	16	12	72.2%	1.4	13	13	72.2%	1.4	10		
建築	1		男	1		1		1	100.0%	1		1	1	1	100.0%	1.0	1	1	100.0%	1.0	1		
			女	0																			
			計	1		1		1	100.0%	1		1	1	1	100.0%	1.0	1	1	100.0%	1.0	1		
学校事務 A (石見地区)	2		男	15	6	1	3	11	73.3%	4	1	5	4	2	18.2%	5.5	2	2	18.2%	5.5	1		
			女	11	6	1	1	9	81.8%	2	2	2	2	2	2	22.2%	4.5	2	2	22.2%	4.5	2	
			計	26	12	2	4	20	76.9%	6	1	7	6	4	20.0%	5.0	4	4	20.0%	5.0	3		
学校事務 B (出雲地区)	2		男	2		2		2	100.0%		2	2	1	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	0		
			女	6		2	4	6	100.0%	1	3	4	4	1	1	33.3%	3.0	2	2	33.3%	3.0	2	
			計	8		2	4	8	100.0%	1	5	6	5	2	25.0%	4.0	2	2	25.0%	4.0	2		
学校事務 B (石見地区)	2		男	3		3		3	100.0%		3	3	1	0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	0		
			女	0																			
			計	3		3		3	100.0%		3	3	1	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0		
警察事務	3		男	12	1	5	4	10	83.3%	1	2	4	1	1	10.0%	10.0	1	1	10.0%	10.0	1		
			女	14		7	4	11	78.6%	1	3	4	1	1	2	18.2%	5.5	2	2	18.2%	5.5	2	
			計	26	1	12	8	21	80.8%	1	3	4	7	3	14.3%	7.0	2	3	14.3%	7.0	3		
合計	38		男	116	8	1	56	34	99	85.3%	6	0	29	58	28	28.3%	3.5	28	28.3%	3.5	20		
			女	60	6	4	31	11	52	86.7%	2	1	14	8	4	18	34.6%	2.9	18	34.6%	2.9	12	
			計	176	14	5	87	45	151	85.8%	8	1	43	31	46	30.5%	3.3	46	30.5%	3.3	32		

6月実施試験 第1次試験：6月28日 第2次試験：8月1日～7日

9月実施試験 第1次試験：9月27日 第2次試験：10月26日～28日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(D)/(B)	採用者数 R3.5.1現在		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他				
資格	臨床検査技師	1	男	2	2				2	100.0%	2				0							
			女	0																		
			計	2	2				2	100.0%	2				0							
資格	司書	2	男	6	2	2			4	66.7%	2	1			3	1					4.0	
			女	16	4	10			14	87.5%	3	3	1		3	1						14.0
			計	22	6	12			18	81.8%	5	1	1		6	1	1				9.0	
免許	臨床検査技師 (第2回)	1	男	0																		
			女	0																		
			計	0																		
許職	診療放射線技師 (第2回)	1	男	1	1				1	100.0%					1							1.0
			女	0																		
			計	1	1				1	100.0%					1							1.0
職	合 計	5	男	9	5	2	0	0	7	77.8%	4	1	0	0	3	1	1	0	0	0	2	28.6%
			女	16	4	10	0	0	14	87.5%	3	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	7.1%
			計	25	9	12	0	0	21	84.0%	7	1	0	0	6	2	1	0	0	3	14.3%	

第1次試験：9月27日 第2次試験 10月26日～28日
 第2回：1月9日～10日 (2次試験なし)

試験種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (B)/(D)	採用者数 R3.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		
行	政	14	男	147	77	2	5	11	95	24	7	31	30	10	3	13	14.9%	7.3	12	
			女	43	22	8	1	2	33	6	1	7	7	3	3	3	9.4%	11.0	3	
			計	190	99	10	6	13	128	30	1	38	37	13	3	16	13.4%	8.0	15	
水	産	1	男	2	2				2	1		1	1	1		1	50.0%	2.0	1	
			女	0																
			計	2	2				2	1		1	1	1	1		1	50.0%	2.0	1
合	計	15	男	149	79	2	5	11	97	25	0	32	31	11	0	3	14.4%	6.9	13	
			女	43	22	8	1	2	33	6	1	7	7	3	0	0	3	9.1%	11.0	3
			計	192	101	10	6	13	130	31	1	39	38	14	0	3	17	13.1%	7.6	16

第1次試験：10月18日 第2次試験：11月28日～29日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数計	最終合格者数(D)				最終合格率(B)/(D)	採用者数 R3.5.1現在		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他				
警察官	大第1(武道)卒	1	男	1	1			100.0%	1				1	1				100.0%	1	1		
			女	0																	1	
			計	1	1			100.0%	1				1	1					100.0%	1	1	
	大第1(10月採用)卒	10	男	25	19			76.0%	18				16	4				21.1%	4	3		
			女	0																		
			計	25	19			76.0%	18				16	4				21.1%	4	3		
	大第1(10月採用)卒	2	男	0																		
			女	3																		
			計	3				0.0%														
	大第1(4月採用)卒	29	男	100	74			74.0%	72				66	26				35.1%	26	14		
			女	0																		
			計	100	74			74.0%	72				66	26				35.1%	26	14		
	大第1(4月採用)卒	7	男	0																		
			女	17	12			70.6%	12				11	5				41.7%	5	2		
		計	17	12			70.6%	12				11	5				41.7%	5	2			
大第2(4月採用)卒	12	男	102	63			61.8%	50				41	12				19.0%	12	9			
		女	0																			
		計	102	63			61.8%	50				41	12				19.0%	12	9			
大第2(武道)卒	4	男	0																			
		女	18	10			55.6%	7				4	1				10.0%	1	1			
		計	18	10			55.6%	7				4	1				10.0%	1	1			
高校卒業程度(武道)	1	男	1				100.0%					1					0.0%	0				
		女	0																			
		計	1				100.0%					1					0.0%	0				
高校卒業程度(男性)	17	男	73	2	42	12	56	76.7%	2	36	10	48					33.9%	19	18			
		女	0																			
		計	73	2	42	12	56	76.7%	2	36	10	48					33.9%	19	18			
高校卒業程度(女性)	4	男	0																			
		女	24	14	4	18	75.0%					10					33.3%	6	5			
		計	24	14	4	18	75.0%					10					33.3%	6	5			
合計		87	男	302	157	2	43	12	214	70.9%	141	2	37	10	190	170	43	0	15	4	62	45
			女	62	22	0	14	4	40	64.5%	19	0	9	3	31	25	6	0	5	1	12	8
			計	364	179	2	57	16	254	69.8%	160	2	46	13	221	195	49	0	20	5	74	53

大学卒(第1回)・・・第1次試験：6月21日 第2次試験：7月12日～15日
 大学卒(第2回)・・・第1次試験：10月25日 第2次試験：12月6日～8日
 高校卒業程度・・・第1次試験：9月20日 第2次試験：11月2日～3日

イ 選考

(ア) 採用選考

a 適用根拠規定状況

規 定		部 局					計
		知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等	
職 員 の 任 用 に 関 す る 規 則	第14条第1号・2号・8号 (行政職3級以上・公安職4級以上)	22 ^人 (12)	— ^人	— ^人	20 ^人 (20)	— ^人	42 ^人 (32)
	第14条第3号 (海事職)	1	—	2	—	—	3
	第14条第4号 (研究職の2級以上)	—	—	1	—	—	1
	第14条第5号～7号、9～11号 (医療職)	9	45	—	—	—	54
第14条第3号 (他の地方公共団体又は国の在職者)	1 (1)	—	—	4 (4)	—	5 (5)	
第14条第4号 (かつて職員であった者)	1	—	—	—	—	1	
第14条第5号・9号 (競争試験を行うことが不適当な職)	5	—	—	—	—	5	
第14条第8号 (任命権者に委任)	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条		4	—	—	—	—	4
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条		—	—	—	—	—	—
合 計		43 (13)	45	3	24 (24)	—	115 (37)

(注) ()内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

職 種		部 局					計
		知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	
行 政 職	部・次長級	3					3
	課長級	2			1		3
	グループリーダー	2					2
	企画員	2					2
	主任・主任主事・主任技師 ・主事・技師級	20	2				22
	計	29	2		1		32
公 安 職	警 視				1		1
	警部・警部補級				18		18
	巡査部長				4		4
	巡 査						
	計				23		23
海 事 職		1		2			3
研 究 職	学 芸 員						
	研 究 員			1			1
医療職(一)	医 師	6	1				7
医療職(二)		3	7				10
医療職(三)			35				35
任期付職員		4					4
合 計		43	45	3	24		115

c 公開選考試験実施結果 (a 及び b の一部)

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)			受験者数 (B)			第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数			最終合格者数 (D)			最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R3.5.1現在	備考
				男子	女子	計	大学卒	短大卒	高校卒 その他	大学卒	短大卒	高校卒 その他	大学卒	短大卒	高校卒 その他	大学卒	短大卒	高校卒 その他				
獣医師		10	男	3			3			第2次試験なし			3			100.0%	1.0	2	7/5実施			
			女	0																	2	
			計	3			3						3			100.0%	1.0					
薬剤師		1	男	1			1			第2次試験なし			1			100.0%	1.0	1	7/5実施			
			女	0																	1	
			計	1			1						1			100.0%	1.0					
文化財研究員 (日本中世史)		1	男	10		2	7		4		4										7/5実施	
			女	6			6		2		2											1
			計	16		2	13		6		6									1		
あさひ診療所 経験者看護師		1	男	1			1			第2次試験なし			0			0.0%	0.0		6/7実施			
			女	1		1	1														1	
			計	2		1	2						1			100.0%	2.0					
障がい者対象 一般事務 (身体障がい者)		2	男	2		1	2		1		1										11/1 11/29	
			女	4		1	3		2		1											1
			計	6		2	4		3		2									1		
障がい者対象 一般事務 (知的障がい者)		1	男	2		1	3		2		1										11/1 11/29	
			女	3		2	2		1		1											1
			計	5		2	4		3		2									1		
障がい者対象 一般事務 (精神障がい者)		2	男	17		6	6		6		2		3	11	10						11/1 11/29	
			女	6		3	2		2		2		2		2							2
			計	23		9	9		8		4		3	13	12							
障がい者対象 学校事務		1	男	2		1	2		1		1										11/1 11/29	
			女	0		1	1		1		1											1
			計	2		1	2		2		2									1		
障がい者対象 警察事務		1	男	2		1	2		1		1										11/1 11/29	
			女	0		1	1		1		1											1
			計	2		1	2		2		2									1		
鳥獣対策		1	男	3		2	2		2		1										10/18 11/22	
			女	1		1	1		1		1											1
			計	4		3	4		3		2									1		
船舶乗組員 (機関)		1	男	2		1	1		1		第2次試験なし			1			50.0%	1.0	1	9/27実施		
			女	2		1	1		1		1											1
			計	4		2	2		2					2			100.0%	1.0				
水産練習船乗組員 (航海)		2	男	3		2	2		2												9/27実施	
			女	0		2	2		2		2											1
			計	3		2	2		2		第2次試験なし			2			100.0%	1.0				
水産練習船乗組員 (機関)		1	男	2		1	2		1												9/27実施	
			女	0		1	1		1		1											1
			計	2		1	2		2		第2次試験なし			1			50.0%	2.0				

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格 率 (D)/(B)	採用者数 R3.5.1現在	備考						
					大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒		高校卒	その他	大学卒				短大卒	高校卒	その他			
選 考 試 験	水産練習船乗組員 (第2回) (航海)	1	男	1		1		100.0%	第2次試験なし				1			1.0	1							
			女	0		1		100.0%	第2次試験なし				1			1.0	1	10/18実施						
	U・Iターン型 経験者	2	男	1		1		100.0%	第2次試験なし				1			1.0	1							
			女	0		1		100.0%	第2次試験なし				1			1.0	1	11/21実施						
	U・Iターン型 経験者 畜産	1	男	0					第2次試験なし															
			女	0					第2次試験なし															
	U・Iターン型 経験者 総合土木	1	男	2				0.0%	第2次試験なし															
			女	0				0.0%	第2次試験なし															
	U・Iターン型 経験者 機械	1	男	0					第2次試験なし															
			女	0					第2次試験なし															
	合計		31	男	54	24	0	8	12	44	13	0	4	8	25	23	10	0	3	2	15	34.1%	2.9	13
				女	21	12	0	3	4	19	7	0	1	0	8	7	1	0	0	1	2	10.5%	9.5	2
計				75	36	0	11	16	63	20	0	5	8	33	30	11	0	3	3	17	27.0%	3.7	15	

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数	備考
					大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他		大学卒	短大卒	高校卒 その他				
					計	計	計		計	計	計								
選考試験（知事 部局）	研究員 (応用化学分野)	1	男	2	2		100.0%	1	1		1	1	0	0	0.0%			1次:6/28, 29 2次:8/7	
			女	1	1		100.0%				1	1	0	0	0.0%				
			計	3	3		100.0%	1	1		1	1	0	0	0.0%				
	研究員 (デザイン分野)	1	男	2	2		100.0%					0						1次:6/28, 29 2次:8/7	
			女	2	2		100.0%					0							
			計	4	4		100.0%	2	2		2	2	0						
	研究員 (応用化学分野) (第2回)	1	男	2	2		100.0%	2			2	2	0	0	0.0%			1次:11/8 2次:12/5	
			女	2	1		50.0%	1			1	1	1	1	100.0%	1.0			
			計	4	3		75.0%	3			3	3	1	1	33.3%	3.0			
	研究員 (デザイン分野) (第2回)	1	男															1次:11/8 2次:12/5	
女																			
計			0	0								0							
合計	4	男	6	6	0	100.0%	3	0	0	3	3	0	0	0.0%			0		
		女	3	2	0	66.7%	1	0	0	1	1	1	0	0	50.0%	2.0	0		
		計	9	8	0	88.9%	4	0	0	4	4	1	0	1	12.5%	8.0	0		

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数	試験日
					大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒		高校卒	その他	大学卒				
選考試験(病院局)	看護師	(50)	男	7	3	4		7	100.0%	第2次試験なし		1	1		2	28.6%	3.5	1	R2.7.18
			女	38	17	19		36	94.7%			15	17		32	88.9%	1.1	24	~
			計	45	20	23		43	95.6%			16	18		34	79.1%	1.3	25	R2.7.19
	看護師(第2回)	(20)	男	4	2	2		4	100.0%	第2次試験なし		1	1		2	50.0%	2.0	2	R2.11.21
			女	12	5	6		11	91.7%			3	6		9	81.8%	1.2	8	~
			計	16	7	8		15	93.8%			4	7		11	73.3%	1.4	10	
	臨床検査技師	(1)	男	4	3			3	75.0%	第2次試験なし					0	0.0%			R2.8.1
			女	3	2			2	66.7%			1			1	50.0%	2.0	1	~
			計	7	5			5	71.4%			1			1	20.0%	5.0	1	
	臨床工学技士	(1)	男	1	1	1		1	100.0%	第2次試験なし					0	0.0%			R2.8.29
			女	1	1			1	100.0%			1			1	100.0%	1.0	1	~
			計	2	1	1		2	100.0%			1			1	50.0%	2.0	1	
	理学療法士	(3)	男	17	5	11		16	94.1%	第2次試験なし					2	12.5%	8.0	2	R2.8.29
			女	9	4	5		9	100.0%			1			1	11.1%	9.0	1	~
			計	26	9	16		25	96.2%			1	2		3	12.0%	8.3	3	R2.8.30
	管理栄養士	(2)	男	1	1			1	100.0%	第2次試験なし					0	0.0%			R2.9.12
女			9	6	3		9	100.0%			2			2	22.2%	4.5	2	~	
計			10	7	3		10	100.0%			2			2	20.0%	5.0	2		
栄養士	(1)	男	1	1	1		1	100.0%	第2次試験なし					1	100.0%	1.0	1	R2.10.3	
		女																~	
		計	1	1	1		1	100.0%						1	100.0%	1.0	1		
診療情報管理士	(1)	男							第2次試験なし									R3.2.6	
		女	1	1			1	100.0%			1			1	100.0%	1.0	1	~	
		計	1	1			1	100.0%			1			1	100.0%	1.0	1		
合計	(79)	男	35	14	19	0	33	94.3%			2	5	0	7	21.2%	4.7	6		
		女	73	36	33	0	69	94.5%			24	23	0	47	68.1%	1.5	38		
		計	108	50	52	0	102	94.4%			26	28	0	54	52.9%	1.9	44		

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は県議会及び知事に対し、令和2年10月30日、地方公務員法第8条及び第14条の規定に基づき、職員の給与及び人事管理に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。また、令和2年11月11日、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

ア 報 告

(7) 職員給与等に関する報告

a 職員給与等の状況について

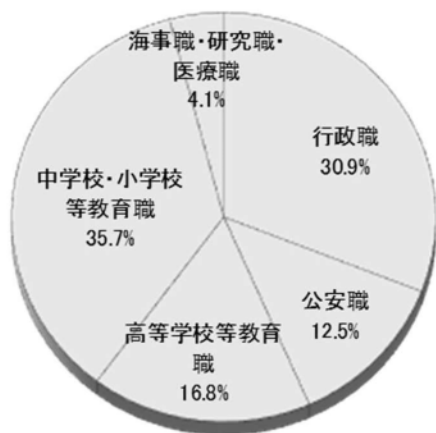
県職員の令和2年4月現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

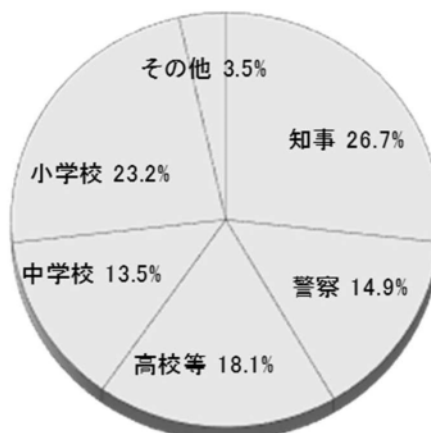
給料表	区 分	職員数		平均年齢		平均経験年数	
		令和2年	平成31年	令和2年	平成31年	令和2年	平成31年
		人	人	歳	歳	年	年
行 政 職		3,711 (30.9%)	3,764 (31.1%)	42.7	43.1	21.1	21.6
公 安 職		1,497 (12.5%)	1,504 (12.4%)	38.1	38.1	17.0	16.6
海 事 職		46 (0.4%)	48 (0.4%)	36.2	37.2	16.6	17.5
研 究 職		243 (2.0%)	246 (2.0%)	41.7	42.2	18.5	18.9
医 療 職 (1)		46 (0.4%)	49 (0.4%)	40.8	41.5	17.1	17.0
医 療 職 (2)		88 (0.7%)	89 (0.7%)	41.9	41.7	18.2	17.8
医 療 職 (3)		72 (0.6%)	75 (0.6%)	39.2	39.1	16.9	17.0
高 等 学 校 等 教 育 職		2,016 (16.8%)	2,005 (16.6%)	45.3	45.3	22.4	22.5
中 学 校 ・ 小 学 校 等 教 育 職		4,282 (35.7%)	4,328 (35.7%)	45.1	45.5	22.2	22.7
合 計		12,001 (100.0%)	12,108 (100.0%)	43.3	43.6	21.1	21.4

(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

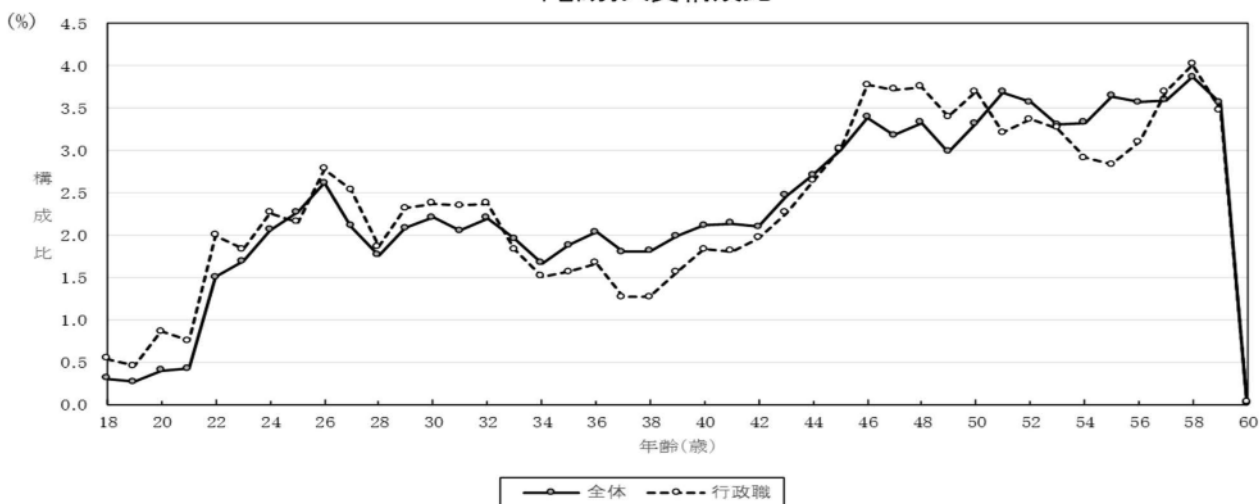
給料表別職員構成比



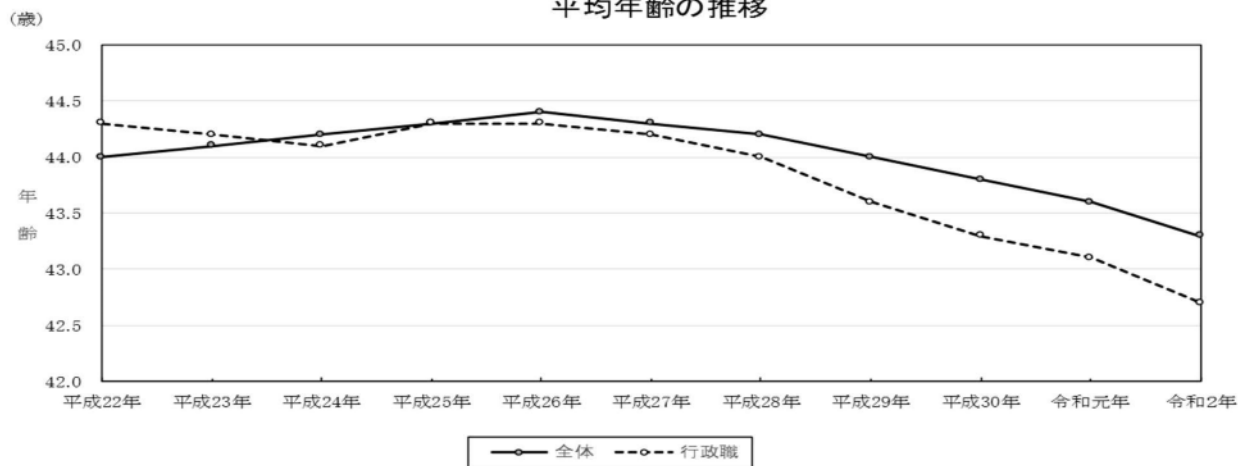
部局別職員構成比



年齢別人員構成比



平均年齢の推移



職員の平均給与月額の状態

区 分 項 目	全職員		行政職の職員	
	令和2年	平成31年	令和2年	平成31年
	円	円	円	円
給 料	354,180	356,022	324,593	326,703
管 理 職 手 当	6,621	6,531	8,938	8,745
扶 養 手 当	10,184	10,333	9,729	9,897
地 域 手 当	553	580	718	737
住 居 手 当	4,836	4,575	4,292	3,925
特 地 勤 務 手 当	3,954	3,918	2,655	2,611
そ の 他	2,910	3,001	2,001	2,118
合 計	383,238	384,960	352,926	354,736

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。また、平成31年の給料には、経過措置額を含む。
- 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。
- 3 その他は、単身赴任手当等である。

b 民間給与等の状況について

本委員会は、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所231のうちから層化無作為抽出法により抽出した128事業所を対象に「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から先行して実施した。この調査では、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査するとともに、民間企業における給与改定の状況等を調査した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により企業活動に大きな影響が生じている中での調査となったが、民間事業所からの格段の理解と協力を得て、特別給等に関する調査の完了率は、89.8%と非常に高いものとなり、調査結果は、広く民間事業所の特別給の状況を反映したものといえる。

他方、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日までの期間で実施した。この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,655人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を調査した。

月例給に関する調査の完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き民間事業所からの格段の理解と協力を得て、90.6%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

(a) 本年の給与改定等の状況

i 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で39.3%(昨年48.8%)、高校卒で42.5%(同48.8%)となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で

42.8%（同 45.8%）、高校卒で 37.6%（同 46.6%）、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 57.2%（同 54.2%）、高校卒で 62.4%（同 53.4%）となっている。

ii 給与改定の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は 34.8%（昨年 43.8%）、ベースアップを中止した事業所の割合は 13.3%（同 12.2%）となっている。

また、一般の従業員（係員）の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は 84.6%（同 95.2%）、定期昇給を中止した事業所の割合は 7.2%（同 3.8%）であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が 17.3%（同 19.6%）、減額となっている事業所の割合が 16.0%（同 7.0%）となっている。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員	34.8 (43.8)	13.3 (12.2)	1.0 (0.8)	50.9 (43.2)
課長級	27.1 (35.8)	15.1 (15.9)	1.0 (0.8)	56.8 (47.5)

- (注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
2 () 内の数字は、今年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階 \ 項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
		昨年と 比べ増額	昨年と 比べ減額	昨年と 変化なし			
係 員	91.8 (99.0)	84.6 (95.2)	17.3 (19.6)	16.0 (7.0)	51.3 (68.6)	7.2 (3.8)	8.2 (1.0)
課長級	86.4 (91.1)	75.7 (87.3)	15.9 (19.4)	11.7 (6.0)	48.1 (61.9)	10.7 (3.8)	13.6 (8.9)

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
2 () 内の数字は、今年の割合である。

c 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ、全国で0.1%上昇し、松江市で0.8%低下している。

また、勤労者世帯における消費支出(総務省「家計調査」)等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ163,990円、185,780円及び207,550円となっている。

d 国家公務員及び都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成31年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数(行政職)の平均は、99.8であった。

本県のラスパイレス指数は98.3(平成30年98.1)と、国家公務員より低い水準であり、都道府県でも低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成31年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	1
100以上 102未満	21
98以上 100未満	21
96以上 98未満	3
96未満	1
都道府県平均指数	99.8
島根県	98.3

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

e 人事院勧告の概要 (省略)

f 職員給与と民間給与との比較

(a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種のものについて行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与358,043円に対して職員給与は357,983円であり、職員給与が60円(0.02%)下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 A - B ((A-B)/B×100)
358,043円	357,983円	60円 (0.02%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は「職員の平均給与月額」の表の額とは異なっている。

(b) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額に相当していた。これは、昨年(4.13月分)より減少しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.15月)を0.05月分下回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給 (A)	職員の期末・勤勉手当 (B)	差 (A - B)
4. 10月分	4. 15月分	△0. 05月分

g 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

(a) 月例給について

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、定期昇給について中止や昇給額が減額となっている事業所の割合が昨年より増加していること等一部悪化の傾向が見られるものの、約5割の事業所は昇給額が昨年と比べて変化がないなど、全体としては昨年から大きな状況の変化はないものと考えられる。

このような状況の中で、本年4月分の給与について、職員給与と職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記f(a)のとおり、職員給与が民間給与を60円(0.02%)下回っているものの、ほぼ均衡している。

よって、本年については、公民較差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わないこととする。

(b) 期末手当・勤勉手当について

前記f(b)のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.15月)は、民間事業所の特別給の支給割合(4.10月分)を0.05月分上回っている。

よって、職員の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.05月分引き下げることが適当と判断した。

引下げに当たっては、国と同様に民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととし、本年度については、12月期の期末手当を0.05月分引き下げ、令和3年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ0.025月分ずつ引き下げることとする。

なお、再任用職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げることとする。

h その他の課題

(a) 児童相談所に勤務する職員の処遇改善について

児童相談所に勤務する職員については、ここ数年の児童虐待相談対応件数の増加等に伴う業務量の増大や事案の複雑化、専門化等により、業務の困難性・特殊性が増している。このため、今年度から地方財政措置が拡充されたこと等を踏まえ、児童相談所の体制確保のための児童福祉司等の処遇改善に向け、特殊勤務手当の改正について検討する必要がある。

(i) 人事管理に関する報告

a 新型コロナウイルス感染症への対応

本年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会や経済へ甚大な影響を及ぼし、緊急な感染症対策と広範な経済対策が講じられることとなり、本県の人事管理においても、多大な影響が生じ、これまで様々な対応に取り組んできたところである。

(a) 人材の確保

本委員会では、2月の国の基本方針や全国一斉学校休業要請等の状況を踏まえ、3月以降に開催予定の採用ガイダンスや大学等での説明会など、集会や対面の方式による広報活動は中止し、4月の国の緊急事態宣言を受け、4月及び5月に実施予定の採用試験を延期した。

5月末の緊急事態宣言解除後、国の基本的対処方針及び県対策本部会議の方針を踏まえ、試験会場における3密（密閉・密集・密接）対策の徹底や受験者の健康確認など厳重な感染対策を講じながら、6月以降、順次採用試験を再開し、現時点では、当初計画どおりの採用試験が実施できている。広報活動も、新たにウェブによる説明会を構築し、9月から開始したところである。

引き続き、感染状況を注視しつつ、感染対策に万全を期しながら今後の採用試験を円滑に実施するとともに、インターネットを活用した広報活動の展開に取り組むこととする。

(b) 勤務環境等の整備

3月以降の感染拡大に伴い、困難かつリスクの高い防疫作業が生じるとともに、学校休業や自宅待機要請等への対応及び3密対策を図る勤務体制と職場環境の構築が求められるなど、職員の業務と生活に大きな影響が生じた。

このため、本県では、職員が安心して効率的に職務を行うことができるよう、国や他都道府県との均衡を踏まえつつ、感染対策に資する範囲内において、特別休暇の対象拡大、防疫作業等従事手当の改正、時差通勤制度の拡大、在宅勤務制度の導入及び職場での感染対策の徹底など、勤務条件と勤務環境の整備を行ってきたところである。

今後も、国等の対応状況を注視しつつ、必要に応じて勤務環境等の整備を図ることとする。

(c) 業務量増加への対策

知事部局では、感染症患者発生への対応、感染症の拡大防止と医療提供体制の強化及び県内経済を守る様々な経済対策の実施など、新たな業務が生じたところである。

保健所をはじめとする関係部局・所属においては、感染対策業務の増加に伴い、本年4月以降、前年同月比で、月80時間超及び45時間超の時間外勤務を行う職員数が増加傾向にある。(注)

この業務量の増加に対して、所属を超えた応援職員の派遣を行い、全庁で業務を分担するとともに、任期付職員と会計年度任用職員を増員採用することとしている。また、加えて、計画の改定作業や実施時期を変更することが可能な事業を先送りし、全庁的な通常業務の削減を行うなど、必要な人員体制の整備と業務量の平準化に努めてきたところである。

これらの取組により、職員の健康を確保しつつ、県民の生命と生活を守る感染対策を着実に実施できる体制を維持する必要がある。

(注) 月80時間を超える時間外勤務を行った知事部局職員の延べ人数

H31年4月～R元年7月：計21人 R2年4月～7月：計68人

月45時間を超える時間外勤務を行った知事部局職員の延べ人数

H31年4月～R元年7月：計586人 R2年4月～7月：計700人

教育委員会では、各学校において、徹底した感染症対策を行うとともに、臨時休業による学習の遅れを取り戻すため、非常勤講師、学習指導員、スクールサポートスタッフ及び業務アシスタントの追加配置等の体制強化を図っているところである。

引き続き、児童生徒等の安全と教育を受ける権利が守られるよう、適切な体制を整備する必要がある。

新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の見通しがついておらず、引き続き、諸状況を注視しつつ、必要な取組を進めていく。

b 人材の確保及び育成

(a) 人材の確保

コミュニケーション能力や企画立案能力を有し、チャレンジ精神に富んだ人材を確保するため、これまでも、より多様な人材が受験しやすい試験制度としてきたところである。

しかしながら、若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲等を背景に、近年、受験者数が大幅に減少していることから、本年、大学卒業程度試験において、民間企業志望者など更に幅広く多様な層が受験できるよう、特別な公務員試験対策を要しない試験区分を創設した。

その結果、大学卒業程度試験の受験者数は、前年と比べ、38%の増となり、7年振りの増加に転じたところである。

今後も、試験区分ごとに検証を行い、適宜、必要に応じて試験制度の見直しを図ることとする。

また、広報活動においては、任命権者と連携のうえ、今般のコロナ禍の下における民間企業や国等の取組を参考にインターネットの活用も進めていくこととする。

障がい者の採用については、昭和63年度から身体障がいを対象として選考試験を実施してきたが、障がい者雇用の一層の促進を図るため、一般事務については平成30年度から採用試験区分を、学校事務及び警察事務については令和2年度から受験資格を、それぞれ身体・知的・精神の3障がいに拡大したところである。

障がい者の採用にあたっては、能力発揮の支障となっている事情が改善されるよう、個々の障がい者の障がいの状態や職場の状況に応じて、合理的配慮の提供を行うことが必要である。

また、障がい者からの相談に適切に対応するために必要な体制を整備するとともに、同じ職場で働く者が障がいの特性に関する正しい知識の習得や理解を深めることが重要である。

任命権者においては、これらにより一層取り組み、障がい者がその能力を十分に発揮し、安心して働ける職場づくりを進める必要がある。

(b) 人材の育成

多様化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に対応し、県民の期待と信頼にこたえていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要であり、職員一人一人の公務に対する意欲と能力や公務員としての使命感・倫理観を高めるための人材育成がますます重要となっている。

各任命権者においては、それぞれの人材育成基本方針などに基づき、職場研修、職場外研修、人事異動、人事評価制度、能力発揮のための環境整備などの各施策を相互に連携させ、人事管理全体を通じた総合的かつ計画的な人材育成に取り組んでいる。

また、新規採用職員へのメンター制(注1)の拡充や採用5年目までの職員とその上司等を対象とした研修(注2)の新設など、若手職員の育成の強化が図られているところである。今後もこうした取組を一層進めていく必要がある。

(注1) 新規採用職員など後輩職員(メンティ)に対して、良き相談相手となる先輩職員(メンター)が、業務に関することのほか、精神的なサポートも行う制度

(注2) 「若手職員育ち方研修(1年～5年目職員対象)」、「若手職員育て方研修(1年～5年目職員の上司等対象)」などを実施

c 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、職員の能力と実績を適切に把握し、人員配置や昇進管理、給与処遇に的確に反映していくことが必要である。

そのため、平成28年4月に施行された平成26年改正地方公務員法により、能力と実績に基づく人事管理の徹底を図るべく、人事評価制度が導入され、任命権者において、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用し、人事評価の結果に応じた措置を講じることが義務づけられたところである。

改正法の施行後4年半が経過し、職種による差はあるものの他の都道府県の全て又は大多数では、評価結果が勤勉手当・昇給に活用されており、本県においても既に人事評価が実施されていることから、早急に評価結果を勤勉手当・昇給に活用する必要がある。

本委員会では、これまで各任命権者に対して、この改正法の趣旨・規定を踏まえ、公正な人事評価制度を確立し、速やかに評価結果の処遇反映を進めるよう言及してきており、一部の任命権者を除き、本年1月には、勤勉手当に加えて昇給にも活用が図られているところである。

本委員会としては、引き続き、活用が進んでいない任命権者に対し、評価結果の勤勉手当・昇給への活用に向けた取組を確認し、助言等を行うとともに、取組の状況に応じた必要な対応について検討を行う。

d 勤務環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの推進）

職員が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要な課題であり、そのための勤務環境の整備に努めなければならない。

(a) 長時間勤務の是正

職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間勤務の是正は喫緊の課題であり、その縮減に取り組んでいく必要がある。

i 働き方改革の一層の推進

本県では、令和元年度から、人事委員会規則により、時間外勤務命令を行うことができる上限を、原則、月45時間、年360時間以内とし、臨時的な特別の事情がある場合でも、年720時間以内、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とした。

なお、大規模な災害への対応等公務の運営上真にやむを得ない場合には、この上限を超えることができるが、上限の時間を超えた場合には、当該時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後的に検証を行うものとした。

この上限規制の導入に併せ、任命権者において、時間外勤務の縮減に向けた働き方改革の取組みが強化され、更なる業務量の削減、業務の効率化及び平準化の業務改革が推し進められている。（注1）

また、勤務間インターバルの確保、36協定又はこれに準じた確認書の締結、勤務時間の適正把握、テレビ会議システムの導入、サテライトオフィスの設置、AI・RPA（注2）の活用推進などの取組も行われている。

これらの取組により、令和元年度は、対前年度比で月80時間超の時間外勤務を行う職員数が約6割、月45時間超の時間外勤務を行う職員数が約1割、それぞれ減少したところである。（注3）

本委員会としては、上限規制の運用状況を把握し、必要に応じて任命権者を指導するとともに、任命権者の働き方改革の取組による長時間勤務是正の進捗状況を注視していく。

（注1）業務量の削減及び業務の効率化 … これまでも不断の見直しを図ってきたが、令和元年度に改めて業務スクラップ（業務の外部委託・集約化、会議・調査・資料作成等の廃止・縮小、制度・様式等の簡素化など）を一斉に実施

業務の平準化 … 一時的・突発的な業務の発生に対して、所属を超えた当該業務経験者の派遣により対応する制度を創設（平成31年1月）

（注2）AI（人工知能）：データベースに蓄積された情報をもとに、機械が人間の知的活動を再現する技術。非定型業務（企画、分析、提案等）など判断が必要な業務の処理が可能

RPA（ロボティックプロセスオートメーション）：ソフトウェア型のロボットが、パソコンを操作してアプリケーションを扱う各種業務を代行し、デスクワークを効

率化・自動化する技術。定型的、反復的、大量の処理件数がある単純作業の処理が可能

(注3) 月 80 時間を超える時間外勤務を行った知事部局職員の延べ人数

H29 : 326 人 H30 : 202 人 R 元 : 74 人

月 45 時間を超える時間外勤務を行った知事部局職員の延べ人数

H29 : 2,106 人 H30 : 2,141 人 R 元 : 1,916 人

ii 教職員の負担軽減の推進

全国的に教育職員の長時間勤務の改善が課題となる中、本県の教育職員についても、本委員会が平成 28 年・29 年に実施した学校現場における意見交換会において、教育職員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われていること、教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点はもとより、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間の確保を図る必要性があることが確認されている。

任命権者では、国のガイドラインを踏まえ、平成 31 年 3 月に「教職員の働き方改革プラン」を、平成 31 年 2 月に「部活動の在り方に関する方針」を策定し、令和元年度以降 3 年間で重点期間として、長時間勤務の是正等に向けた総合的な取組を行っている。

「教職員の働き方改革プラン」では、月あたりの時間外勤務の時間の上限の目安を原則月 45 時間（原則年 360 時間以内）とし、具体的な取組を掲げ、月あたり平均の数値目標を段階的に 3 年以内に達成することとしている。

「部活動の在り方に関する方針」では、中学校と高等学校における適切な休養日・活動時間の設定の基準などを示し、各学校等において必要な見直し等を進めている。

また、これまで、教育職員の負担軽減を図るため、事務作業を補助するスクールサポートスタッフ（小中学校）及び業務アシスタント（高等学校）並びに部活動指導員及び地域指導者の配置が拡充され、中山間地域・離島の県立高校に主幹教諭等を加配するなどの取組が行われている。

これらの取組により、令和元年度の月あたり平均時間外勤務時間数は、目標である月 55 時間を上回ってはいるものの、全校種の平均で月 58.0 時間となり、前年度から 7.1 時間減少したところである。（注）

本年 3 月には、「教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」が改正され、「県立学校の教育職員の業務等の適切な管理に関する規則」が制定された。

この規則では、教育職員の時間外在校等時間を月 45 時間、年 360 時間（特別な事由による場合でも、年 720 時間以内、単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内）を上限として規定し、この上限時間数を超えないように、教育委員会が教育職員の業務の量の適切な管理を行うこととされている。

令和元年度の実績を十分に踏まえ、数値目標の達成に向け、必要な検証や見直しを行い、実効性のある対策を進めていく必要がある。

また、新たな規則の制定を踏まえ、長時間勤務の是正を更に図る必要がある。

(注) 教職員一人当たり月平均時間外勤務の状況（R 元年度の目標 55.0 時間）

小学校 H30 年度 : 64.6 時間 R 元年度 : 60.1 時間 ▲4.5 時間

中学校 H30 年度 : 75.1 時間 R 元年度 : 68.0 時間 ▲7.1 時間

高等学校 H30 年度 : 75.8 時間 R 元年度 : 66.4 時間 ▲9.4 時間

特別支援 H30 年度 : 43.5 時間 R 元年度 : 34.5 時間 ▲9.0 時間

全校種 H30 年度 : 65.1 時間 R 元年度 : 58.0 時間 ▲7.1 時間

(b) 女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援

昨年5月、知事を本部長とする「女性活躍推進本部」及び「女性活躍推進統括監」が設置され、部局横断的に女性の活躍を図る施策等の検討が進められてきた。

本年3月、これまでの特定事業主行動計画を改定し、令和6年度までを計画期間とする「すべての職員がいきいきと働き、能力を発揮できる職場づくり推進計画－島根県特定事業主行動計画－」が策定された。

改定後の計画では、女性活躍推進の体制強化と施策の推進を図り、「男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現し、その能力を伸ばし発揮して、いきいきと働くことができる職場」を「目指す姿」として掲げている。

女性活躍推進については、女性管理職の割合などの数値目標を定め、女性職員が希望する働き方を選択し、意欲を持って働くことのできる職場環境づくりや、キャリア形成の支援などの取組を進めることとしている。

仕事と生活の両立支援については、男性職員の育児休業取得率などの数値目標を定め、職員自身や上司の意識改革、休暇制度等の周知徹底、休業等取得期間中の業務継続体制の確保などの取組を進めることとしている。

その一つとして、本年から、知事を始め管理職員が、部下のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた自らの行動について、「イクボス宣言」を行い、実践する取組が開始されている。

今後は、計画に掲げた「目指す姿」の実現と数値目標の達成に向けて、計画で示した様々な取組を一つ一つ速やかに具現化し、着実に実行していくことが必要である。

本委員会としても、女性職員がやりがいを感じながら活躍することができ、男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、進捗状況を十分注視する。

(c) 柔軟な働き方等への取組

本県では、これまで、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得を推進してきたが、本年4月から、年次有給休暇の取得日数の目標値が、年13日から年15日に引き上げられた。

また、より柔軟な働き方が可能となるよう、令和元年8月から時差出勤勤務制度が導入され、通勤時間の短縮や、自己啓発、地域活動等の時間の確保などの効果が生じている。

引き続き、休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めるとともに、国や他の都道府県の動向を注視しながら、柔軟な働き方を可能とする在宅勤務制度の導入等についても、検討を進める必要がある。

(d) メンタルヘルス対策

行政課題の複雑・高度化による職務の困難性の増加やその他様々な要因により、ストレスが増大している中、職員の心身の健康の保持・増進が必要である。とりわけ、長期の休暇・休職者の中で精神疾患による職員の割合が高い状況にあることから、メンタルヘルス対策は重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでメンタルヘルス研修の実施、相談体制の整備、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行ってきたり、労働安全衛生法の規定に基づき、ストレスチェック制度も運用されているところである。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、ストレスチェック制度を職場環境の改善やセルフケア・ラインケアによる予防と早期発見に積極的に活用するとともに、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るなど、実効性のある対策を進めていく必要がある。

(e) ハラスメント防止対策

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を侵害し、勤務意欲を低下させ、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

令和元年6月には、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）」が改正され、パワーハラスメント防止措置を事業主の義務とするなど、ハラスメント防止対策を強化する法整備が行われたところである。

任命権者においては、これまでもパワーハラスメントを含むハラスメントの防止に関して、指針の作成、研修の実施、相談窓口の設置、専門相談員の配置などの取組を行ってきたが、法改正や国家公務員における人事院規則の整備状況も踏まえ、更に苦情相談体制の充実・強化など対策の強化を図ることとした。体制の強化に加え、引き続き、職員一人一人のハラスメント防止に関する意識をより高めるなど、ハラスメントのない職場づくりの取組を一層進める必要がある。

e 定年の引上げ

国家公務員及び地方公務員の定年引上げについては、本年3月に「国家公務員法等の一部を改正する法律案」及び「地方公務員法の一部を改正する法律案」が国会に提出されたが、成立には至らなかったところである。

このため、本年の人事院勧告において、定年の引き上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、引き続きの要請が行われたところである。

本県では、平成26年度から新たな再任用制度を開始しており、本年4月1日現在の再任用職員数は510人（行政職173人）で平成25年4月1日現在と比較して465人（行政職167人）増加している。

本県においても、高齢層職員の能力や経験を本格的に活用する必要性については、国と同様の状況にあることから、今後の政府・国会等の動きを十分に注視しつつ、職員の定年の引き上げについて遅滞なく適切に対応できるよう検討を進める必要がある。

(ウ) 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機の中において、職員は、行政サービスを安定的に提供し、県民の安全・安心を確保するため、日々職務に全力で取り組んでいる。給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

イ 勧 告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の改正

a 期末手当について

- (a) 令和2年12月期の支給割合
期末手当の支給割合を1.15月分（特定管理職にあつては、0.95月分）とすること。
再任用職員については、期末手当の支給割合を0.575月分（特定管理職にあつては、0.475月分）とすること。
- (b) 令和3年6月期以降の支給割合
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.175月分ずつ（特定管理職にあつては、それぞれ0.975月分ずつ）とすること。
再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6月分（特定管理職にあつては、0.5月分）とすること。

(イ) 改定の実施時期

この改定は、令和2年12月1日から実施すること。ただし、(ア)のaの(b)については、令和3年4月1日から実施すること。